



みどりの風

平成30年10月2日発行
校報 第556号
〔みどりの風 第99号〕
練馬区立関町北小学校

おひさまルームをつくります

校長 大野 泰弘

「たんぽぽがきれいに咲いている草原に寝転んでみると、雲一つない、広々としたあおぞらが広がっています。そして、心をぽかぽかと温かくしてくれるおひさまが輝き、やさしく私たちを見守ってくれているように感じるのです。」

なんと「アルプスの少女ハイジ」の一場面が浮かんでくるような情景ですが、本校にある三つの部屋のつながりについて期待感をもって表した言葉です。

我が国の義務教育制度においては、保護者は、自らの子女に教育を受けさせる義務があるとされています〔教育基本法第4条より〕が、子どもから見れば、教育を受けることは義務ではなく、権利であると言われます。

子どもたちは、満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで〔学校教育法第17条第1項より〕、「学校」というそれまでの幼稚園や保育園の環境と大きく異なる場所に自ら適応し、通い続けることになります。私たち大人は、子どもたちの誰もが、小学生になることを夢見て、希望に心をときめかせているもの、と捉えがちですが、子どもたちの中には、「学校」という建物や敷地は、その大きさや広さなど、自分がこれまで経験したことのない環境として、すぐには受け入れられないこともありえるのです。ましてや、そこでいろいろな友達や教師と出会い、初めて学ぶことばかりが続く日々というのは、子どもたちにとっては、大人には理解できない精神的な負担があるのかもしれない。そして、子どもたちは自分の困り感などを上手に伝えるすべを持ち合わせていない場合が多いのではないかと思います。

だからこそ、子どもたちを迎える「学校」は、人も、建物も、その雰囲気も、子どもたちにとって温かさや安心感を感じられるものであることが願われています。

子どもたちの感じ方は十人十色で、どれが正しいということはありません。一人一人が、その個性や能力等に応じた、その子のよさや力が発揮されやすい学び方、生き方を提供していくことが学校には求められます。

そのような子どもたち一人一人の多様な教育的ニーズに応えていくために、東京都では、平成22年11月に、特別支援教育推進計画：第三次実施計画を策定して、特別支援教室の設置や巡回教員の派遣等々の施策を進めてきています。

本校では、すでに7年前に特別支援教室として「あおぞらルーム」を設置して、昨年度からようやく練馬区の巡回教員が派遣されるようになりました。また、教育相談室としての「たんぽぽルーム」は、東京都のスクールカウンセラーや練馬区の心のふれあい相談員が活動する場所として、保護者や子どもたちの個別の相談に対応してきました。

しかしながら、これら二つの環境でも、その機能が活かされてきているとは言え、まだ課題も残っています。

そこで、子どもたちの中に、学校や教室、友達や教師とすぐに打ち解けることができない、心を落ち着けるのに少し時間がほしい、自分のペースで学習したい、そのような状況になったとき、自分で考え、行動し、大人の指示などではなく、子ども自身の時間や判断で動くことのできる環境を用意することも場合によっては必要であろうと考えました。

学校がこういう対応をすることは、「心の弱さや甘えを助長している」、「子どもに迎合しすぎだ」といったことでは決してありません。今日、インクルーシブ教育の中で言われている「合理的な配慮」に属することでもあると考えています。

そんな思いから、子どもたちの心にさらに寄り添っていきことができるようにするため、今年度空き教室である2年3組と3年3組の間にある教室を「おひさまルーム」と名付け、たとえ半年間でも、少しでも利用しやすくしていくために担当者の配置や環境整備などの計画を進めています。もちろん一人一人が母学級での学校生活を営めるようになることがゴールではありますが、心が不安定になることはどんな子どもにも起こり得ます。今後、この対応によって、例えば、

悩んだり、困ったりすることがあって、なんとなく落ち着かなくなっている心を穏やかにすることができる。

今は難しくても、長い目で見れば、いつかは自分で考え、判断し、他者との行動を共にできるようになる。といった子どもの変化や成長を支え、その力を信じていきたいと思っています。

おひさまルームは、第三のリソースルームとして、これから少しずつ整備してまいります。その設置の趣旨を学校も家庭もよりよく理解し、活用していくことで、子どもたち一人一人の心の成長に寄与していきたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。